

2026年1月 有斐閣

このたび、『ストウディア会社法〔第2版〕』をお持ちの方向けに、第2版刊行後の重要な判例やトピックを中心に、以下の通り補遺をまとめました。

[5頁] 本書が対象とする会社

年々、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行が進んでおり、令和7年現在、約3800社の上場会社(東証)のうち、約53%が監査役会設置会社となっている(→Column 2-22)。

[42頁] 株主総会の議決権行使の代理人資格

○札幌高判令和元・7・12金判1598号30頁〔令和2年度重要判例解説・商法3〕

株主総会の議決権行使の代理人資格を株主に限定する旨の定款の定めがある場合において、株主(X)の代理人として来訪した非株主の弁護士(A)が株主総会に出席することを認めなかった会社(Y社)の対応に会社法310条1項違反が認められた近時の裁判例として、札幌高判令和元・7・12金判1598号30頁〔令和2年度重要判例解説・商法3〕がある。同裁判例は、以上の結論を導き出すに当たり、株主から委任を受けた株主以外の第三者が株主総会をかく乱する人物でないことが会社にとって明らかな場合には、当該第三者が議決権を代理行使することも許されるとした上で、同事件では、①Y社の代表者がXの代理人であるAと面識があり、②株主総会の受付においてAが弁護士であり株主総会をかく乱するおそれがないことは容易に判断できたというべきであると指摘する。

[43頁] 株主総会への「出席」と書面投票の効力

○東京高判令和元・10・17金判1582号30頁〔百選A9, 令和元年度重要判例解説・商法4〕

一般に、株主またはその代理人が株主総会に「出席」すると、事前の書面による議決権行使(書面投票)は撤回され、その効力は失われると解されている。こうした中、上場会社において法人株主が書面投票をした後で、当該法人の従業員を傍聴目的で株主総会の会場に派遣し、同従業員が会場に入場した場合に、事前の書面投票が撤回されたことになるか否かが争われた事件で、裁判所は、同事件の事実関係を詳細に認定した上で、同従業員は投票権

限が与えられていない傍聴者に過ぎず、書面投票の撤回の効果を伴う「出席」とは評価すべきでない」と判示した（東京高判令和元・10・17 金判 1582 号 30 頁〔百選 A9, 令和元年度重要判例解説・商法 4〕）。

#### [56 頁] 株主総会決議取消しの訴えと訴えの利益

○最判令和 2・9・3 民集 74 卷 6 号 1557 頁〔百選 A14, 令和 2 年度重要判例解説・商法 5〕

近時、最高裁は、決議取消事由のある株主総会決議（先行決議）によって選任された取締役が退任し、新たな取締役を選任する株主総会決議（後行決議）がされた場合であっても、仮に先行決議が取り消されれば後行決議の招集手続に瑕疵があるとされる結果、後行決議の効力を争う訴訟と併合された形で先行決議の決議取消訴訟が提起されている場合には、原則として、後行決議がされたことにより先行決議の決議取消訴訟の訴えの利益は失われまいとする新たな判断を示した（最判令和 2・9・3 民集 74 卷 6 号 1557 頁〔百選 A14, 令和 2 年度重要判例解説・商法 5〕）。この最高裁の判断を、Column2-12 で紹介した最判昭和 45・4・2 民集 24 卷 4 号 223 頁〔百選 36〕との関係でどのように理解すればよいかについて、学説上は、①実質的な判例変更を行ったものと解する見解、②最判昭和 45 年にいう「特別の事情」として、後行決議の効力を争う訴訟と併合された形で先行決議の決議取消訴訟が提起されている場合を理解しようとする見解、③最判昭和 45 年は後行決議の効力が争われていなかった事例に関するものであり、最判令和 2 年のように後行決議の効力が争われている場合には最判昭和 45 年の判断の射程外であると解する見解など、様々な見解が示されている。

#### [71 頁] 取締役会決議における特別の利害関係

○東京地決平成 29・9・26 金判 1529 号 60 頁〔平成 30 年度重要判例解説・商法 6〕

後に開催される株主総会の議案において解任の対象とされる取締役は、当該議案を決定する取締役会の決議につき特別の利害関係を有する取締役（会社 369 条 2 項）に当たると判断された裁判例として、東京地決平成 29・9・26 金判 1529 号 60 頁〔平成 30 年度重要判例解説・商法 6〕がある。取締役会決議における取締役の特別の利害関係を肯定した一事例として意義を有する。

#### [98 頁] 退職慰労金の減額と取締役会の裁量権

○最判令和 6・7・8 民集 78 卷 3 号 839 頁〔令和 6 年度重要判例解説・商法 5〕

株主総会が内規（当該内規においては「在任中特に重大な損害を与えた」場合には退職慰労金を基準額から減額することができる旨の規定が設けられている）に従い退任取締役の退職慰労金につき決定することを取締役会に一任する決議をし、同決議に基づき取締役会が具体的な額を決定するに際して内規所定の基準額から一定の減額をした事件において、最高裁は、同事件の内規の減額規定における要件充足の判断とその効果としての減額幅の

判断につき、当該減額規定の趣旨等を踏まえれば取締役会は広い裁量権を有すると述べ、結論として同事件の取締役会の判断が株主総会の委任の趣旨に照らして不合理であるということとはできないとした（最判令和6・7・8民集78巻3号839頁〔令和6年度重要判例解説・商法5〕）。内規における減額規定の趣旨を明らかにしつつ、最高裁として取締役会による減額規定の適用に関する判断のあり方を示した点で、重要な意義が認められる。

[104 頁] 監査役の職務と権限 (notes 用語 会計監査と業務監査)

○最判令和3・7・19金判1629号8頁〔令和3年度重要判例解説・商法7〕

監査役の監査の範囲が会計に関するものに限定された会計監査限定監査役（389条1項）の職務について、会計帳簿が信頼性を欠くことが明らかでなくても、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、常にその任務を尽くしたといえるものではないとした判例がある（最判令和3・7・19金判1629号8頁〔令和3年度重要判例解説・商法7〕）。

[106 頁] 監査役の報酬等

○千葉地判令和3・1・28判時2506=2507号109頁〔令和3年度重要判例解説・商法6〕

監査役が1人である場合の監査役の報酬等の決定について、株主総会で監査役の報酬等の最高限度額が定められ、その範囲内で当該監査役が自身の報酬額を定めたとしても、本文で述べたように監査役の独立性を保つことを目的とする387条の趣旨には反しないため、同条2項に準じた報酬等の決定方法として認められる（千葉地判令和3・1・28判時2506=2507号109頁〔令和3年度重要判例解説・商法6〕）。

[120 頁] Column 2-22 上場会社における機関設計の状況

2025年7月時点で、東京証券取引所に上場している指名委員会等設置会社は96社（東証プライム82社、東証スタンダード11社、東証グロース3社）であり、東証に上場している会社全体（3801社）に占める割合は2.5%程度である（株式会社東京証券取引所「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」〔2025年7月18日〕参照）。

また、東京証券取引所に上場している監査等委員会設置会社は1705社となっており、東証に上場している会社全体に占める割合は約45%になる。平成26年会社法改正で監査等委員会設置会社が導入されて以降、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への急速な移行が進んでおり、東証プライム市場に限ってみれば、監査等委員会設置会社の数は、監査役会設置会社の数をすでに上回っている（同上参照）。

その理由としては、本文で述べたように、監査等委員会設置会社では、重要な業務執行の決定を取締役に委任できることで迅速な経営を行うことが可能となるほか、従来の監査

役会設置会社の社外監査役であった者が監査等委員会の社外取締役役に就任するなど、実務的にも移行がしやすい制度設計であったことが挙げられる。監査役会設置会社では、社外監査役を半数以上必要とする監査役会の設置に加えて、コーポレートガバナンス・コードによって2名以上（プライム市場上場会社においては少なくとも3分の1以上）の独立社外取締役の選任を求められていることから、監査等委員会設置会社においては社外役員の登用に対する負担感が相対的に低いといえる。

[170 頁] 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等

○東京地判令和3・3・18 LEX/DB 25589062〔令和3年度重要判例解説・商法1〕

本文記載の会社法206条の2第4項ただし書該当性が問題となり、これが否定されるとともに同項本文所定の株主総会決議を欠く新株発行が無効とされたものとして、東京地判令和3・3・18 LEX/DB 25589062〔令和3年度重要判例解説・商法1〕がある。

[182 頁] 著しく不公正な方法(新株の不公正発行)

○京都地決平成30・3・28 金判1541号51頁〔平成30年度重要判例解説・商法3〕

有利発行について株主総会の特別決議による承認を得た新株発行につき、かかる株主総会決議が不公正性を阻却するものではないとして、不公正発行として差し止められた事例として、京都地決平成30・3・28 金判1541号51頁〔平成30年度重要判例解説・商法3〕がある。

[191 頁] Column 4-6 新株予約権と買収防衛策

近時、買収防衛策の発動に伴う新株予約権の無償割当てが会社法247条の類推適用によって差し止められた事例として、東京高決令和3・4・23 資料版商事法務446号154頁〔令和3年度重要判例解説・商法3〕、大阪高決令和4・7・21 資料版商事法務461号153頁〔令和4年度重要判例解説・商法1〕がある。また、これらの裁判例の動向等も踏まえ、2023年8月には経済産業省より「企業買収における行動指針」が公表されている。

[192 頁] 社債の発行による資金調達

○最判令和3・1・26 民集75巻1号1頁〔百選A35, 令和3年度重要判例解説・商法8〕

最判令和3・1・26 民集75巻1号1頁〔百選A35, 令和3年度重要判例解説・商法8〕は、特段の事情がある場合を除き、社債に対する利息制限法の適用を否定している。

[236 頁] 債権者異議手続

○最決平成29・12・19 民集71巻10号2592頁〔百選90, 平成30年度重要判例解説・商法10〕

不採算部門を切り離すための会社分割において、ダブル公告（官報公告に加えて、時事に

関する事項を掲載する日刊新聞紙または電子公告)が行われた場合に、承継債権者(不採算部門を承継する吸収分割承継会社が免責的債務引受けを行う債権者)が気づかずに異議を述べなかったが、信義則によって、吸収分割会社に対する履行の請求を認めた判例がある(最決平成29・12・19民集71巻10号2592頁〔百選90,平成30年度重要判例解説・商法10〕)。

[239頁] 反対株主の株式買取請求

○最決令和5・10・26民集77巻7号1860頁〔令和5年度重要判例解説・商法7〕

本文で述べたように、株主総会において議決権を行使することができる株主が反対株主として株式買取請求をするためには、株主総会に先立って株主が反対通知をすることが必要である(①)。書面投票が行われる場合には、議決権行使書面において反対の議決権を行使すれば足りる(→書面投票〔43頁〕)。会社が委任状勧誘を行っている場合に、株主がこれに応じて賛否欄の「否」に○を付けた委任状を返送したときも(→委任状勧誘〔43頁〕)、会社に対して意思が表明されているということができれば、同様に反対通知があったと認められる(最決令和5・10・26民集77巻7号1860頁〔令和5年度重要判例解説・商法7〕)。

[239頁] 反対株主の株式買取請求

○最判令和3・7・5民集75巻7号3392頁〔令和3年度重要判例解説・商法5〕

株式買取請求をした株主も、株式の価格について協議が調うか価格決定の裁判で確定しない限り、債権者として、会社法318条4項に基づいて、株主総会議事録の閲覧を請求することができる(最判令和3・7・5民集75巻7号3392頁〔令和3年度重要判例解説・商法5〕。→株主総会議事録の作成〔46頁〕)。債権者の他の権利についても同様に解することになり、例えば、取締役会議事録の閲覧を請求することができるであろうが(会社371条4項。→取締役会議事録の閲覧〔72頁〕)、債権者が請求する場合には、役員の実行責任を追及するため必要があるときに限られており、価格決定の裁判に必要であるだけでは足りない。

[240頁] 売買価格決定の申立て

○最決平成29・8・30民集71巻6号1000頁〔百選83〕

特別支配株主による株式売渡請求が行われた場合に(→Colum 6-1〔228頁〕)、売渡株主への通知または公告の後に株式を取得した者は、売買価格決定の申立てをすることができないとされている(最決平成29・8・30民集71巻6号1000頁〔百選83〕)。